

第 4 6 号議案

加東市手数料条例の一部を改正する条例制定の件

加東市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 6 月 4 日提出

加東市長 安 田 正 義

加東市条例第 号

加東市手数料条例の一部を改正する条例

加東市手数料条例（平成 1 8 年加東市条例第 5 3 号）の一部を次のように改正する。

別表証明等交付手数料の部住民基本台帳の款 1 4 の項を削り、同表中

「

1 5
1 6
1 7
1 8
1 9
2 0
2 1
2 2
2 3
2 4
2 5
2 6
2 7
2 8
2 9
3 0
3 1
3 2

3 3
3 4
3 5
3 6
3 7
3 8
3 9
4 0
4 1
4 2
4 3
4 4
4 5
4 6
4 7
4 8
4 9
5 0
5 1
5 2
5 3
5 4
5 5
5 6
5 7
5 8
5 9
6 0

」

を
「

1 4
1 5

1 6
1 7
1 8
1 9
2 0
2 1
2 2
2 3
2 4
2 5
2 6
2 7
2 8
2 9
3 0
3 1
3 2
3 3
3 4
3 5
3 6
3 7
3 8
3 9
4 0
4 1
4 2
4 3
4 4
4 5
4 6
4 7
4 8

4 9
5 0
5 1
5 2
5 3
5 4
5 5
5 6
5 7
5 8
5 9

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第46号議案 要旨

加東市手数料条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部が改正され、個人番号通知カードが廃止されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

個人番号通知カードの再交付に係る規定を削ること。（別表関係）

3 施行期日 公布の日

新 旧 対 照 表

現 行						改 正 案							
別表（第2条関係）						別表（第2条関係）							
			手数料を徴収する 事務	手数料の額					手数料を徴収する 事務	手数料の額			
証 明 等 交 付 手 数 料	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	証 明 等 交 付 手 数 料	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
	住 民 基 本 台 帳	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	住 民 基 本 台 帳	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		<u>14</u>		<u>個人番号通知カード再交付</u>	<u>1件につき</u>		<u>500円</u>		<u>14</u>		<u>個人番号カード再交付</u>	<u>1件につき</u>	<u>800円</u>
		<u>15</u>		<u>個人番号カード再交付</u>	<u>1件につき</u>		<u>800円</u>						
	印 鑑	<u>16</u>	(略)	(略)	(略)		(略)	印 鑑	<u>15</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
		<u>17</u>	(略)	(略)	(略)		(略)		<u>16</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
		<u>18</u>	(略)	(略)	(略)		(略)		<u>17</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
	税	<u>19</u>	(略)	(略)	(略)		(略)	税	<u>18</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
		<u>20</u>	(略)	(略)	(略)		(略)		<u>19</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
		<u>21</u>	(略)	(略)	(略)		(略)		<u>20</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
		<u>22</u>	(略)	(略)	(略)		(略)		<u>21</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
		<u>23</u>	(略)	(略)	(略)		(略)		<u>22</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
	狂 犬	<u>24</u>	(略)	(略)	(略)		(略)	狂 犬	<u>23</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
		<u>25</u>	(略)	(略)	(略)		(略)		<u>24</u>	(略)	(略)	(略)	(略)

	病 予 防	<u>2 6</u>	(略)	(略)	(略)
		<u>2 7</u>	(略)	(略)	(略)
	鳥 獣 保 護	<u>2 8</u>	(略)	(略)	(略)
		<u>2 9</u>	(略)	(略)	(略)
	そ の 他	<u>3 0</u>	(略)	(略)	(略)
		<u>3 1</u>	(略)	(略)	(略)
		<u>3 2</u>	(略)	(略)	(略)
		<u>3 3</u>	(略)	(略)	(略)
	閲 覧 手 数 料	<u>3 4</u>	(略)	(略)	(略)
		<u>3 5</u>	(略)	(略)	(略)
<u>3 6</u>		(略)	(略)	(略)	
<u>3 7</u>		(略)	(略)	(略)	
<u>3 8</u>		(略)	(略)	(略)	
許 認 可 手 数 料	臨 時 運 行 屋 外	<u>3 9</u>	(略)	(略)	(略)
		<u>4 0</u>	(略)	(略)	(略)

	病 予 防	<u>2 5</u>	(略)	(略)	(略)
		<u>2 6</u>	(略)	(略)	(略)
	鳥 獣 保 護	<u>2 7</u>	(略)	(略)	(略)
		<u>2 8</u>	(略)	(略)	(略)
	そ の 他	<u>2 9</u>	(略)	(略)	(略)
		<u>3 0</u>	(略)	(略)	(略)
		<u>3 1</u>	(略)	(略)	(略)
		<u>3 2</u>	(略)	(略)	(略)
	閲 覧 手 数 料	<u>3 3</u>	(略)	(略)	(略)
		<u>3 4</u>	(略)	(略)	(略)
<u>3 5</u>		(略)	(略)	(略)	
<u>3 6</u>		(略)	(略)	(略)	
<u>3 7</u>		(略)	(略)	(略)	
許 認 可 手 数 料	臨 時 運 行 屋 外	<u>3 8</u>	(略)	(略)	(略)
		<u>3 9</u>	(略)	(略)	(略)

広 告 物	<u>4 1</u>		(略)	(略)	(略)
	<u>4 2</u>		(略)	(略)	(略)
	<u>4 3</u>	(略)		(略)	(略)
	<u>4 4</u>	(略)		(略)	(略)
	<u>4 5</u>	(略)		(略)	(略)
	<u>4 6</u>	(略)		(略)	(略)
	<u>4 7</u>	(略)		(略)	(略)
	<u>4 8</u>	(略)		(略)	(略)
	<u>4 9</u>	(略)		(略)	(略)
	<u>5 0</u>	(略)		(略)	(略)
	<u>5 1</u>	(略)		(略)	(略)
	<u>5 2</u>	(略)		(略)	(略)
介 護 保 険 指 定 申 請	<u>5 3</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
	<u>5 4</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
	<u>5 5</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
	<u>5 6</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
	<u>5 7</u>	(略)		(略)	(略)
	<u>5 8</u>	(略)		(略)	(略)
	<u>5 9</u>	(略)		(略)	(略)
	<u>6 0</u>	(略)		(略)	(略)

(略)

広 告 物	<u>4 0</u>		(略)	(略)	(略)
	<u>4 1</u>		(略)	(略)	(略)
	<u>4 2</u>	(略)		(略)	(略)
	<u>4 3</u>	(略)		(略)	(略)
	<u>4 4</u>	(略)		(略)	(略)
	<u>4 5</u>	(略)		(略)	(略)
	<u>4 6</u>	(略)		(略)	(略)
	<u>4 7</u>	(略)		(略)	(略)
	<u>4 8</u>	(略)		(略)	(略)
	<u>4 9</u>	(略)		(略)	(略)
	<u>5 0</u>	(略)		(略)	(略)
	<u>5 1</u>	(略)		(略)	(略)
介 護 保 険 指 定 申 請	<u>5 2</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
	<u>5 3</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
	<u>5 4</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
	<u>5 5</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
	<u>5 6</u>	(略)		(略)	(略)
	<u>5 7</u>	(略)		(略)	(略)
	<u>5 8</u>	(略)		(略)	(略)
	<u>5 9</u>	(略)		(略)	(略)

(略)